

第1条 目的

➤ 脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃止等について必要な事項を定めることにより、地域と共生する太陽光発電の普及及び拡大に寄与することを目的とする。

第2条 定義

➤ この条例で用いる用語を定義（太陽光発電施設、太陽光発電事業、事業者、事業区域、維持管理等など）対象施設：発電出力が50キロワット以上※の太陽光発電施設（ただし、建築物に設置するものを除く）※増設により50キロワット以上となるものを含む

第4条 地域住民等への説明等

➤ 事業者は、あらかじめ地域住民等に対し、太陽光発電事業の計画の内容を説明しなければならない。この場合において、事業者は、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。事業計画を変更する場合も同様とする。
➤ 事業者は、地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第5条 設置規制区域内への設置

➤ 設置規制区域内※においては、太陽光発電施設の設置を行ってはならない。ただし、あらかじめ知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

※【参考】設置規制区域（施行規則）
①地すべり防止区域、②急傾斜地崩壊危険区域、③土砂災害特別警戒区域、④砂防指定地

第6条～第9条 設置規制区域内における設置許可、変更許可、設置許可に係る着工等の届出、設置許可の取消し

➤ 知事は、設置許可申請があった場合、規則で定める基準※に適合すると認められるときに限り許可する。
➤ 設置許可を受けた者は、当該設置許可事項を変更しようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。
➤ 設置許可を受けた者は、設置工事に着手、完了、中止、再開をしたときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。
➤ 知事は、設置許可を受けた者が、偽りその他不正の手段による設置許可、一年以上正当な理由なく未着工、許可条件違反、措置命令違反に該当するときは、当該設置許可を取り消すことができる。

※【参考】許可基準（施行規則）
<地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地への設置>
・土砂災害その他の災害の発生を助長するおそれがないことが明らかであること。
<土砂災害特別警戒区域への設置>
・土砂災害その他の災害による施設の損壊等のおそれがないことが明らかであること、又は損壊等が生じた場合でも人的被害、建物被害、避難経路の遮断、避難施設等への被害のおそれがないことが明らかであること。 など

第15条・第16条 指導及び助言、報告の徴収及び立入検査

➤ 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、指導及び助言を行うことができる。
➤ 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、施設の設置の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又は職員に事業区域その他関係のある場所に立ち入り、検査させ、関係者に質問させることができる。

第17条～第19条 勧告、措置命令、公表

➤ 知事は、事業者が設置許可を受けず、又は虚偽の申請により設置許可を受け着工したときは、設置の中止、撤去等をするよう勧告することができる。
➤ 知事は、事業者が正当な理由なく指導に従わないとき、又は虚偽の報告等をしたときは、事業者に対し必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
➤ 知事は、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、措置命令を行うことができる。
➤ 知事は、設置許可の取消し又は措置命令を行ったときは、その事業者の氏名及び住所を公表することができる。

[第20条] 市町村条例との調整に関する規定、 [第21条] 施行規則への委任規定

第3条 事業者の責務

➤ 事業者は、太陽光発電事業を円滑かつ確実にを行うために必要な関係法令の規定を遵守しなければならない。
➤ 事業者は、太陽光発電施設の設置に当たり、地域住民に対する情報提供、維持管理等に係る実施体制の構築、撤去の適正な実施その他の規則で定める必要な措置※を講ずるよう努めなければならない。

※【参考】事業者が講ずるよう努める措置（施行規則）
・地域住民への十分な情報提供等 ・防災、水源の涵養、環境保全及び景観保全への配慮等
・設置工事時の騒音、振動、排水、臭気、粉じん及び廃棄物等への配慮 ・施設の廃棄費用の計画的な積立
・損害賠償責任保険や地震保険への加入 ・施設の稼働音や電磁波、反射光等への配慮
・F I T期間終了後の事業継続 ・事業終了後の施設の速やかな撤去、適正な廃棄等 など

第10条・第11条 事業計画の届出、届出内容の変更

➤ 設置規制区域外に太陽光発電施設の設置をしようとする者は、あらかじめ事業計画を知事に届け出なければならない。
➤ 事業計画を届け出た者は、当該事業計画の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。



第12条 維持管理等

➤ 事業者は、規則で定める基準※に従い適正な維持管理等をしなければならない。
➤ 事業者は、維持管理等計画を作成し、当該計画に従い維持管理等を行わなければならない。
➤ 維持管理等計画を作成したときは、これを公表しなければならない。
➤ 事業者は、事故や災害等により、施設が損壊し、又は事業区域や周辺地域の環境保全上の支障が生じたときは、速やかに復旧等の必要な措置を講ずるとともに、知事に報告しなければならない。

※【参考】維持管理等の基準（施行規則）
・太陽光発電施設は、土砂災害その他の災害の防止及び生活環境等の保全における支障が生じないように、常時安全かつ良好な状態が維持されていること。 など

第13条 地位の承継

➤ 設置許可を受けた者から事業の譲渡、相続、合併若しくは分割があったときは、事業を譲り受けた者又は相続人等は、設置許可を受けた者の地位を承継する。設置許可を受けた者の地位を承継した者は、承継の日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
➤ 設置規制区域外への設置により事業計画を届け出た者から、事業の譲渡、相続、合併若しくは分割があったときは、事業を譲り受けた者又は相続人等は、事業の譲渡や相続等の日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

第14条 廃止の届出

➤ 事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

第22条 罰則

➤ 次のいずれかに該当した者は5万円以下の過料に処する。
・設置許可又は変更許可を受けずに施設を設置した者
・事業計画の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
・報告をせず若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

施行期日（附則）
令和4年10月1日

経過措置（附則）

➤ 設置規制区域及び設置許可申請等に関する事項については、本条例の施行日前に工事に着手した施設（既存施設）には適用しない。
➤ 既存施設を管理する事業者は、令和5年3月31日までに当該既存施設の事業概要を知事に届け出なければならない。（事業区域が設置規制区域外にあり、かつ、施行日前に規則で定める書類※を知事に提出した者は届出を行ったものとみなす。）
➤ 既存施設を管理する事業者は、令和5年3月31日までに維持管理等計画を作成し、公表しなければならない。

※【参考】「太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」による事業計画書